

作成日: 2003年6月5日

改訂日: 2016年7月1日

安 全 デ ー タ シ ー ト

1.製品及び会社情報

製品名	ビルモル DX-10	(主な用途) 建築用セメント系下地調整塗材
会社名	株式会社 豊運	
住所	大阪市東住吉区今川3-12-4	
担当部門	研究開発部	
電話番号	0771-86-0844	
FAX番号	0771-86-0899	
緊急連絡先	東日本営業部 福島県石川郡平田村大字西山字水尾111-3	電話番号 0247-54-3232
	西日本営業部 大阪市東住吉区今川3-12-4	06-6708-8131
製品番号	C-1310	

2.危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(呼吸器系)

GHSラベル要素



注意喚起語	危険
危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷 吸引した場合、臓器(呼吸器系)の障害のおそれ 長期又は反復ばく露による臓器(呼吸器系)の障害のおそれ
注意書き 安全対策	取扱い後はよく手、顔を洗うこと。 保護手袋/保護衣/保護メガネ/保護面を着用すること。 粉塵/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	特別な処置が必要である(「項目4.応急措置」を参照すること)。 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。 気分が悪い時は医師の診断/手当を受けること。
保管	湿気の少ない場所で施錠して保管すること。
廃棄	内容物/容器を、国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分:混合物

成分名	CASNo.	官報公示整理番号 (化審法)
ポルトランドセメント	65997-15-1	1-193 1-194 9-2408 *1
炭酸カルシウム	471-34-1	1-122
軽量骨材	93763-70-3	—
その他	—	—

- *1 セメント成分中の1-193硫酸カルシウム 1-194けい酸カルシウム 9-2408アルミン酸カルシウムとして。
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)の第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質には該当しない。
 - ・労働安全衛生法 通知、表示対象物: 酸化カルシウム
酸化カルシウムは1%程度含有する可能性がある。
 - ・国連GHS分類基準で評価して、評価物には該当しない。
 - ・化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針別表の分類基準に該当しない。

※厚生労働省指針値14物質(アセアルデヒド・フタル酸ジ-n-ブチル・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・ホルムアルデヒド・n-ノナール・スチレン・テトラデカン・トルエン・キシレン・クロルピリホス・フェノール・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・ダイアジノン)は含まない。
※アスベストに類する物質は含まない。

ホルムアルデヒド放散等級自主制度による登録番号

日本建築仕上材工業会登録	
登録番号	0306109
放散等級区分	F☆☆☆☆
問合せ先	http://www.nsk-web.org/

4.応急措置

- 吸引した場合: 速やかに空気の新鮮な場所に移し、咳などが治まらなければ医療処置を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 速やかに多量の水及び石鹼で洗い流し、必要に応じて医療処置を受ける。
- 眼に入った場合: 速やかに清浄な水で最低15分間洗眼した後、医療処置を受ける。
- 飲み込んだ場合: 水でよく口の中を洗浄した後、医療処置を受ける。被害者の意識が朦朧として
いる場合、意識がない場合は、無理に吐かせないで速やかに医療処置を受ける。

5.火災時の措置

- 消火剤: 不燃物であり、製品に特定の消火剤はない。
- 火災時の特有の危険有害性: 注水により高いアルカリ性の溶液が流出するおそれがある。
- 消火方法: 不燃物であるが、周辺の火災時は一般火災の消火方法による。
注水時は飛散防止に配慮する。
- 消火を行う者の保護: 適切な保護具(耐熱性衣類など)を着用する。

6.漏出時の措置

- 漏出時にはできるだけ粉体の状態で回収する。
- 人体に対する注意事項
保護具及び緊急時措置: 回収作業には保護手袋、保護長靴、保護メガネ、防塵マスクなど適切な保護具を着用する。
- 環境に対する注意事項: 粉塵が飛散しないようにする。
漏出した製品が河川などに排出され、環境中の生物や水質に影響を及ぼさないように注意する。濃厚な洗浄水は中和、希釈処理などにより、河川などに直接流出しないように対策をとる。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材: 漏出、飛散した場合には、掃除機、スコップ、箒などによりできるだけ粉体の状態で回収し、廃棄まで容器で保管する。やむをえず床面などに残ったものは水で洗浄する。洗浄水は回収し、中和処理などにより適切に処理する。
回収物や回収した洗浄水は、「項目13.廃棄上の注意」に従い、廃棄又は排水する。

7.取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策
取扱者のばく露防止: 眼、皮膚などへの接触を避けるため、適切な保護具(保護手袋、保護長靴、保護メガネ、防塵マスクなど)を着用する。取扱い後は顔、手、口などを水洗する。
- 局所排気・全体排気: 屋内で取扱う場合は換気に注意する。
- 安全取扱注意事項: 破袋などにつながるような粗暴な取扱いをしない。
アルカリ性なので酸性の製品との接触を避ける。

保管	
安全な保管条件	
技術的対策:	乾燥した場所に保管する。
混触禁止物質との分離:	水と接触のおそれがない場所に貯蔵すること。
推奨する安全な	
容器包装資材:	防湿性のある容器、包装。
保管方法:	施錠その他の方法により、部外者が触れない措置を講ずること。

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	
(労働安全衛生法・	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じん
作業環境測定基準)	$E=3.0/(1.19Q+1)$
	E =管理濃度(mg/m ³) Q =当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)

許容濃度:
日本産業衛生学会 (2012年)

第2種粉塵:	吸入性粉塵 1mg/m ³
	総粉塵 4mg/m ³

設備対策: 室内で取扱う場合は、管理濃度以下にするために十分な能力を有する換気装置を備える。
多量に取扱う場合は集塵機を設置する。

保護具

呼吸用保護具:	防塵マスク
手の保護具:	不浸透性保護手袋
眼の保護具:	保護メガネ(普通メガネ型、側板付き普通メガネ型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の	
保護具:	保護長靴、保護衣

9.物理的及び化学的性質

物理的状態	
形状:	粉末
色:	灰白色
臭い:	無臭
pH:	水と接触すると12~13
融点:	約1350℃
溶媒に対する溶解性:	水に難溶
その他データ:	爆発性なし、水硬性

10.安定性及び反応性

反応性:	水と反応して硬化する。
化学的安定性:	通常の取扱いにおいては安定であり、危険性はない。
危険有害反応可能性	
避けるべき条件:	高湿度
混触危険物質:	情報なし。
危険有害な分解生成物:	情報なし。

11.有害性情報

急性毒性:	データなし。
皮膚腐食性及び	
皮膚刺激性:	水と接触するとアルカリ性(pH12~13)を呈し、皮膚に対して刺激性がある。
眼に対する重篤な損傷性	
又は眼刺激性:	眼の角膜、鼻の内部組織などに炎症を起こす可能性がある。
呼吸器感作性又は	
皮膚感作性:	微量のクロム化合物が含まれており、六価クロムに対して過敏である場合にアレルギーが起こる可能性がある。
生殖細胞変異原性:	データなし。
発がん性:	データなし。
生殖毒性:	データなし。
特定標的臓器毒性:	データなし。特定標的臓器毒性(単回ばく露)を持つと分類されている酸化カルシウムを最大
(単回ばく露)	1%程度含む可能性があるため、区分2(呼吸器系)に分類した。
特定標的臓器毒性:	多量に長時間吸入すると「じん肺」になるおそれがある。特定標的臓器毒性(反復ばく露)を
(反復ばく露)	持つと分類されている酸化カルシウムを最大1%含む可能性があるため、区分2(呼吸器系)に分類した。
吸引性呼吸器有害性:	データなし。

12.環境影響情報

生態毒性:	情報なし。
残留性・分解性:	情報なし。
生態蓄積性:	情報なし。
土壌中の移動性:	土と混合した改良土からは、土壌環境基準を超える六価クロムが溶出する場合がありますので、事前に試験を行い溶出量を確認する。
オゾン層への有害性:	情報なし。

13.廃棄上の注意

残余廃棄物:	固化後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄する。 洗浄水などの廃水は、水質汚濁防止法などの関連諸法令に適合するように十分留意しなければならない。 産業廃棄物管理表(マニフェスト)を交付して委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。
汚染容器及び包装:	内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処分する。 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を委託する。

14.輸送上の注意

輸送に関する規制及び分類に関する情報	
陸上:	消防法、労働安全衛生法、毒劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められるところに従うこと。
海上:	船舶安全法に定められるところに従うこと。
航空:	航空法に定められるところに従うこと。
輸送の特定の安全対策及び条件:	粉塵のたたない方法で輸送する。 破袋、損傷、容器・包装からの漏出、転倒、落下などの荷崩れ防止を確実にを行う。 湿気、水濡れに注意する。

15.適用法令

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・労働安全衛生法(粉塵障害防止規則)
- ・労働安全衛生法[表示対象物質、通知対象物質]: (酸化カルシウム)
- ・じん肺法
- ・化学物質排出把握管理促進法: 第一種、第二種指定化学物質に該当しない。
- ・毒物及び劇物取締法: 該当しない。
- ・消防法: 該当しない。
- ・船舶安全法: 該当しない。
- ・特定化学物質等障害予防規則: 該当しない。

16.その他の情報

本データシートはJIS Z 7253:2012[GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)]に準じて作成しており、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、現時点で当社の有する情報を取扱事業者にご提供するものです。

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データなどに基づいて作成したものであり、新しい知見によって改訂されることがあります。

本データシートは必ずしも製品の安全性を保証するものではなく、当社が知見を有さない危険性、有害性を持つ可能性があります。

取扱事業者は本データシートを参考として個々の取扱い、用途、用法などの実態に応じた安全対策を実施のうえ、お取扱い下さい。

